

収支報告書の公表について

(1) 公表件数

今回の公表に係る収支報告書の件数は、94件です。

(令和6年7月1日から令和6年12月31日までの受付分)

(解散分及び法第17条2項適用団体分も含む)

うち、令和5年分の件数は、解散分等を含め、44件です。

(下表の①+②+③)

区 分		政 党	その他	計
通常分	令和5年分(期限後提出) …①	2	21	23
	令和5年分(5年中の解散) …②	0	3	3
解散分	上記年分以外の解散分	3	13	16
	令和5年分(解散含む) …③	1	17	18
法第17条2項 適用団体分	上記年分以外(解散含む)	1	33	34
	合 計	7	87	94

※ 「法第17条2項適用団体」とは、収支報告書の提出を2年連続で怠ったため、政治団体の設立の届出をしていないものとみなされて、政治活動のために寄附を受けたり、支出をしたりすることができなくなった団体のことを言います。

(2) 法律上の仕組み(参考)

① 収支報告書の提出(政治資金規正法第12条、第17条、第19条の10)

政治団体の会計責任者は、毎年12月31日現在で、団体のその年における収入・支出等を記載した報告書を、翌年の3月31日まで(国会議員関係政治団体である期間がその年中にある団体にとっては、5月31日まで)に提出することになっています。(提出期限最終日が行政機関の休日の場合は休日の翌日)

また、政治団体が解散する際は、解散日現在で記載した収支報告書を提出することになっています。(解散分収支報告書)

② インターネットを利用した収支報告書の公表(政治資金規正法第20条第4項)

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、インターネットの利用その他の適切な方法により収支報告書を公表するときは、当該報告書の要旨を公表することを要しない(=報告書の要旨の公表とみなされる)ことになっています。

※ 福岡県選挙管理委員会が公表するのは、本県内に主たる事務所があり、かつ主たる活動区域が本県内になっている政治団体の収支報告書です。